

韓国の経済民主化と財閥改革

——新規循環出資の禁止を中心に——

遠 藤 敏 幸

はじめに

- I 韓国の経済民主化
 - II 経済民主化と対財閥政策
 - III 新規循環出資禁止と企業所得還流税の導入
- おわりに

はじめに

近年、韓国では経済民主化に対する要求が高まっている。これはアジア通貨危機後の経済改革によって韓国経済が新自由主義路線へと傾斜したことで経済格差が拡大したことによるものである。韓国では財閥という企業グループが韓国経済の圧倒的なプレゼンスを持っているが、経済民主化の要求と財閥改革への要求は密接な関係がある。財閥改革の焦点となっているのは、財閥の環状型循環出資構造に対してどのような施策を出すかである。本稿では、経済民主化と財閥改革がどのように関わりあっているかを明らかにし、どのような展開を見せているのかを考察することを目的とする。

I 韓国の経済民主化

2013年2月に就任した朴槿恵大統領は公約のひとつとして経済民主化を掲げた。経済民主化は大統領選挙で最大の争点となったように、公約の中での重要度は高い。近年しきりに用いられるようになった経済民主化という言葉ではあるが、ここ数年のうちに生み出された言葉ではない。経済民主化の概念は、韓国の経済発展のあり方に大きく関わり、経済発展のあり方が変容するたびにそこに込められる意味合いは変化してきた。

1987年6月に韓国は民主化宣言をおこない、それまでの権威主義体制下での開発を放棄した。このときに改正された新憲法の119条に経済民主化に関わる記載がある¹。民主化宣言により、労働争議が頻発し、賃金は生産性以上に上昇し、労働者の労働条件も

1 特に、119条の2項の記載が該当する。「国家は均衡した国民経済の成長および安定と適正な所得の分配を維持し、市場の支配と経済力の乱用を防止し、経済主体間の調和を通した民主化のために経済に関する規制と調和を行える」。

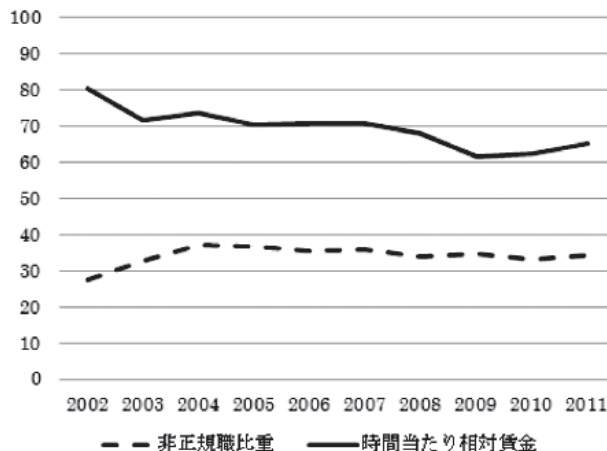
大幅に改善された。1990年代になると、韓国は、OECD諸国の中でも最も労働者を解雇しにくい国のひとつになっていた。

こうした労働環境が激変する契機となったのが、1997年のアジア通貨危機の影響を受け経済危機にまで発展したことにより、翌年からはじまったIMF主導の構造調整である。IMF主導によって進められた構造調整は、対象範囲は極めて広く、要求項目も100項目以上にも及ぶ大規模なものであった。労働部門の改革は、労働市場の柔軟化を軸として進められた。中でも大きかったのが、1998年の整理解雇制度と労働者派遣制度の導入である。IMF主導の構造改革によって韓国経済は急速に新自由主義路線へ傾斜していった。労働市場の柔軟化が進められたことで、労働者の労働環境は不安定なものとなり、90年代のそれとは大きく様変わりしてしまった。労働者の3分の1程度が非正規職についている。正規職と非正規職の時間当たり相対賃金は年々格差を広げる傾向にある(図表1)。

通貨危機以後、非正規職が拡大したことを主因として、国内の経済格差は広がっている。GINI係数は、市場所得で1990年には0.26であったが、通貨危機以後は上昇基調にある(図表2)。

相対的貧困率をみると、通貨危機の直前には都市部の相対的貧困率は7.1%であったが、通貨危機以後は着実に上昇しており、2013年には14.5%を記録している(図表3)。通貨危機以後、韓国国内の経済格差はOECD諸国の中で上位に位置するようになったが、労働者に占める非正規職比重もトップクラスになっている²。これは上述したよ

図表1 非正規職比重と時間当たり相対賃金
(単位: %)

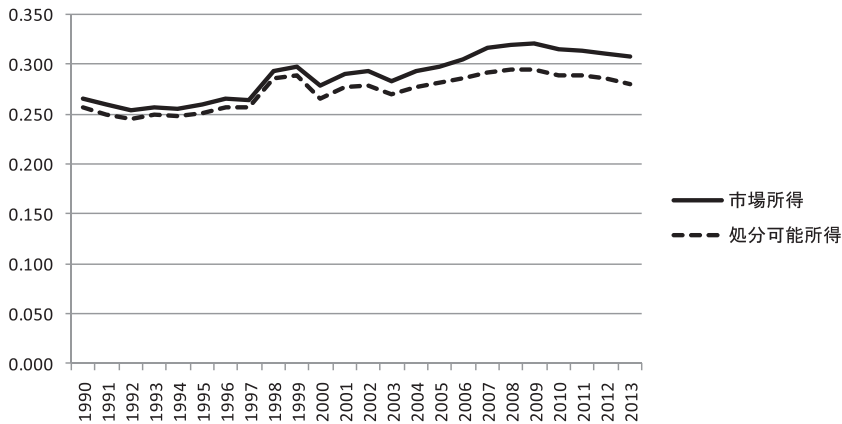


出所: 한국노동연구원(2012)『고용형태별 정규·비정규 임금격차-업종별 분석』

【韓国労働研究院(2012)『雇用形態別正規・非正規賃金格差-業種別分析』】から筆者作成。

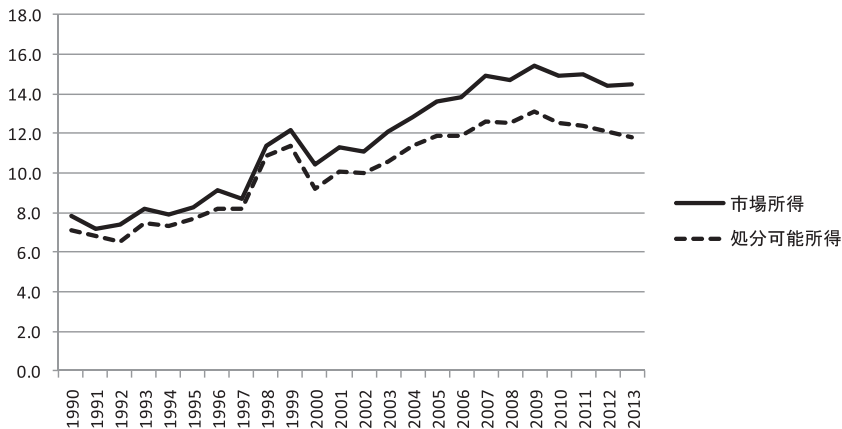
2 안상욱(2013) 参照。

図表2 GINI 係数推移



注：対象は都市部。
出所：『한국통계청』〔『韓国統計庁』〕から筆者作成。

図表3 相対的貧困率の推移
(中位所得 50% 未満, 単位: %)

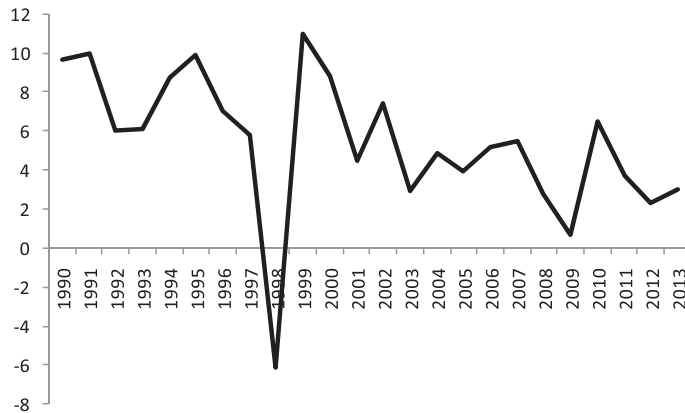


注：対象は都市部。
出所：『한국통계청』〔『韓国統計庁』〕から筆者作成。

うに、1998年の労働市場の柔軟化措置に起因するものである。経済危機の真ただ中にいた当時は、企業倒産が相次ぎ、多くの企業が経営危機に瀕していた。それは大企業も例外ではなかった。IMF主導の経済改革は企業改革も実施し、多くの不実企業を市場から強制的に退出させたが、韓国の有力な大企業を倒産させるわけにはいかなかった。なぜなら、韓国の大企業は上位になればなるほど経済力集中は圧倒的に高く、韓国経済への影響は計り知れないからだ。IMF経済改革は必ず痛みを伴うものであったが、痛みを誰にどの程度振り分けるのか、また、どういう痛みを振り分けるのかは重要な問題だった。労働市場の抜本的な柔軟化措置を実行し痛みを労働者に振り分けたのは、国家的な危機から早期に脱するためには企業の競争力を削ぐわけにはいかなかったからである。

図表4 韓国の経済成長率

(単位: %)



出所: 『한국통계청』(『韓国統計庁』) から筆者作成。

通貨危機の起こった翌年の1998年の経済成長率はマイナスを記録したが、翌年の1999年にはウォン安による輸出ドライブがかかったことと、IMFの経済改革の成果によってV字回復している。2009年は世界金融危機の影響を受け、経済成長が鈍化するが、世界中で景気が沈滞する中、韓国経済は比較的早期に経済回復をしている(図表4)。三星グループや現代自動車グループが本格的なグローバル企業へ成長していくのもこの通貨危機以後のことである。

韓国の大企業が躍進していく一方で、労働者の雇用環境は悪化したままである。非正規雇用の比重は高まり、経済格差は広がっている。非正規雇用の増加を容認したのは、もともと国家的危機から脱するためであったのに、危機を脱してもなお、痛みが労働者に据え置かれたままで、経済成長で得られた果実の分配が大企業に集中していることに国民の不満が募った。それが近年の経済民主化の要求と言えらるだろう。

韓国国民から要求されている経済民主化は、アジア通貨危機以後に深化している格差に対する不満であり、この格差は、通貨危機以後に転換された新自由試技路線から生み出されたものであると言えらるだろう。朴槿恵政権が表明している経済民主化への取り組みは、韓国の経済運営を転換することを約束しているものでもある。

II 経済民主化と対財閥政策

近年、要求されている経済民主化は、対財閥政策と連動している。財閥と呼ばれる企業グループの韓国経済に占めるプレゼンスは大きく、上位財閥になればなるほどそのプレゼンスは圧倒的である。韓国政府は上位財閥への経済力集中が深化していくことに対し、これまで何も講じてこなかったわけではない。

韓国における経済力集中を考えるうえで常に問題になってきたのは財閥の存在である。韓国の経済力集中の最大の問題点は、単に大企業に富が偏重していることではない。大企業が連携し束になって財閥を形成していることである。多くの財閥は系列会社間の相互持合を強化することによって、個別企業が成し得る以上の富の偏重を可能にしているのである。よって、韓国の経済力集中への対応は、常に財閥の所有問題に焦点が当てられてきた。³

財閥の経済力集中抑制への対応はめまぐるしく変化をする。90年代は韓国経済の先進国化を目指していた時期であるが、財閥は非近代的な組織形態であり、財閥による寡占は新しい有力な企業の出現を阻害するものであるとして、競争政策を強化しようと試みた。その一方、先進国に近づくために韓国経済全体の底上げを必須としているものの、この頃にはすでに韓国経済の財閥への依存が相当に深刻化していたため、過度な財閥規制を行い財閥の競争力を削ぐわけにはいかないというジレンマもあり、対財閥規制は不徹底なものとなった。1997年のアジア通貨危機直後の経済改革では、これまで問題視されながらも先送りにされ続けてきた財閥改革に本格的に着手した。系列会社間の連携は財閥の強みであると同時に、企業経営を不透明にし、限界企業を温存しやすい体質を生み出すものであり、系列会社の連鎖倒産を起こしやすい構造であるなど、負の側面も多くある。当初の財閥改革は、財閥の解体をも辞さない態度で臨まれた。⁴しかし、通貨危機以後も、大規模な規制を加えたのちにまた規制緩和をするということを繰り返す、韓国政府の対財閥政策は一貫していない。そのうえ、李明博政権の終盤には、財閥に対して親和的な政策をとったため、上位財閥の経済力集中の余地はむしろ大きく広がった。⁵近年の韓国内の格差と財閥への経済力集中がどの程度相関関係があるか分析する必要があるはずだが、韓国内では、国民の財閥への批判的感情が大きく、対財閥規制をおこなわずに経済民主化に取り組むという選択肢は韓国政府にはない。⁶

一方で、実は、財閥自体が財閥という形態を維持することが困難な状況に陥っていることには注意しなければならない。企業の規模が大きくなったり、事業内容が複雑化したりするにつれ、家族・同族がすべての系列会社を支配する財閥という形態の維持はすでに限界にきている。その限界を打破するために、各財閥はあらゆる工夫をしているが、その中のひとつが環状型循環出資である。環状型循環出資は財閥に過度な経済力集

3 財閥の所有問題に対しては、主に公正取引法で対処してきた。その中でも出資総額制限制度という韓国固有の制度がある。出資総額制限制度とは、会社が他の会社に出資できる限度を定め、過度な系列拡張を抑制することを意図したものであり、明らかに財閥の所有問題を意識して設けられたものである。

4 財閥を解体するという事は、강렬균(1999)や최경표(1999)によると、系列会社間の連携をなるべく断ち切ることを意味する。

5 韓国政府による対財閥政策については、遠藤敏幸(2012)を参照。

6 韓国国民による対財閥感情は、対財閥政策において決して小さな問題ではない。事実、国民の対財閥感情に影響を受け、政府の対財閥政策が変更されたり、企業家の経営方針が変更されたりすることはこれまでにもよくみられた。柳町功(2009)も参照。

中をもたらすものである。それだけでなく、環状型循環出資は少数株主権の保護という観点からみれば、コーポレート・ガバナンスを確実に悪化させる。たとえば、総帥一家が多く出資している A 社が増資して B 社に出資をし、C 社に出資をするという多段階出資で終わるのならば、A 社の B 社、C 社に対する支配持分率は低下し、総帥一家の支配力も低下する。しかし、A 社が B 社に出資し、C 社が A 社に出資をするという環状型循環出資を形成すれば、A 社の B 社、C 社に対する支配持分率は低下せず、総帥一家の支配力も維持されることとなる。これは、少数株主が本来持っている議決権を剥奪している行為ともなる。⁷ 朴槿恵大統領は、公約のひとつとして、財閥の循環出資構造の解体を表明しているが、これは、最も重要な公約である経済民主化と連動したものである。

しかし、2013 年から円安が進行したことで韓国経済が失速したことは、上記の取り組みを鈍化させている。10 大財閥の 2013 年の税引き前利益は、前年比で 15% 減少した。三星グループを除くと 30% の減少となることから、韓国財閥がごく一部の上位財閥によって支えられていることがわかる。その三星グループも三星電子を除くと 77% という大幅減益となった。⁸ 2013 年 8 月、盧大来公正取引委員長が「経済民主化より経済活性化を優先する」と発表し、環状型循環出資規制は頓挫したままでいた。

財閥の競争力を削いでまで規制はできないという姿勢が取られてきたのは、韓国経済の上位財閥への依存度があまりにも高いためである。財閥規制を徹底しきれずにきたことが、現在の経済民主化への取り組みをより一層むつかしくさせていると言えるだろう。

Ⅲ 新規循環出資禁止と企業所得還流税の導入

中々進まない対財閥規制であったが、2014 年に入り、新たな動きを見せている。まず、2013 年 12 月 30 日、5 兆ウォン以上の相互出資制限企業集団に対する新規循環出資禁止の法案が国会を通過した。2014 年 1 月 24 日に公正取引法が改正され公布された。同年 7 月 15 日に公正取引法施行令の改正案も国会を通過した。⁹ これにより、毎年公示されている企業集団現況に「相互出資制限企業集団に属する会社間の循環出資現況」が追加され、相互出資制限企業集団の循環出資の状況が厳しくチェックされることとなる。他人の名義を利用して株式を取得し事実上の新規循環出資を形成する行為も脱法行

7 임영재·전성인 (2009), 参照。

8 『朝鮮日報』2014 年 5 月 8 日。

9 2012 年の大統領選挙の対立候補の公約のうち、朴槿恵は対財閥規制に関して最も寛容だった。新規循環出資の禁止に関してだけみてもそうである。文在寅は新規循環出資を禁止し、既存の出資を 3 年以内に禁止するとし、安哲秀にいたっては、新規循環嫉視を禁止し、既存の循環出資は企業の自立的解消を促したのち、実現できない場合は強制的に解消させるという厳しいものだった。朴槿恵は新規循環出資のみを禁止し、既存の出資を制限しないと公約していた。박혜성·이지혜 (2012), 392 ページ参照。

為であると定められた。新規循環出資に違反した場合は、違反行為で取得・所有した株式の取得価額の 10% 以内で課徴金が課されることとなる。¹⁰

2014 年 7 月現在、環状型循環出資構造を有する相互出資制限企業集団は 14 ある（図表 5）。新規循環出資の禁止が公布されたことにより、三星グループ、ロッテグループ、現代自動車グループ、韓進グループ、KT グループ、現代グループ、ヨンブングループ、東部グループ、ハンソルグループは持分を売却するなどして環状型循環出資を一部、または全部を解消した。¹¹ 既存の環状型循環出資は認められているが、多くの財閥が非常に複雑な持合構造となっているため、新規循環出資が禁止されることで、中長期的にみれば系列会社間での資金移動が困難になるためである。

三星グループの事例でみてみよう。2013 年 4 月現在、三星グループは 16 の環状型循環出資を形成し、総帥一家が半分近くの持分を有する三星エバーランドを中心に系列支配を展開していた（図表 6）。

これが、2014 年 7 月現在では、循環出資が 14 に減少している（図表 7）。2014 年 7 月に三星エバーランドが第一毛織株式会社に社名変更し、旧第一毛織を三星 SDI と合併したため、2 つの環状型循環出資が切れたためである。三星グループは今後、長期的に循環出資構造を完全に解消することも発表した。¹²

図表 5 循環出資数（2014 年 7 月 24 日現在）

	1 株以上		0.5% 以上		1% 以上		備考
	株数	会社数	株数	会社数	株数	会社数	
三星	14	8	14	8	14	8	総帥がいない
現代自動車	6	6	6	6	5	5	
ロッテ	417	15	416	12	299	12	
現代重工業	1	3	1	3	1	3	
韓進	8	7	5	6	3	5	
KT	2	4					
錦湖アジアナ	1	3					
大林	1	3	1	3	1	3	
現代	9	6	9	6	6	6	
現代百貨店	3	4	3	4	3	4	
ヨンブン	7	9	7	9	6	9	
ハンラ	1	3	1	3	1	3	
現代産業開発	4	5	4	5	4	5	
ハンソル	9	7	9	7	7	6	
合計	483	83	476	72	350	69	

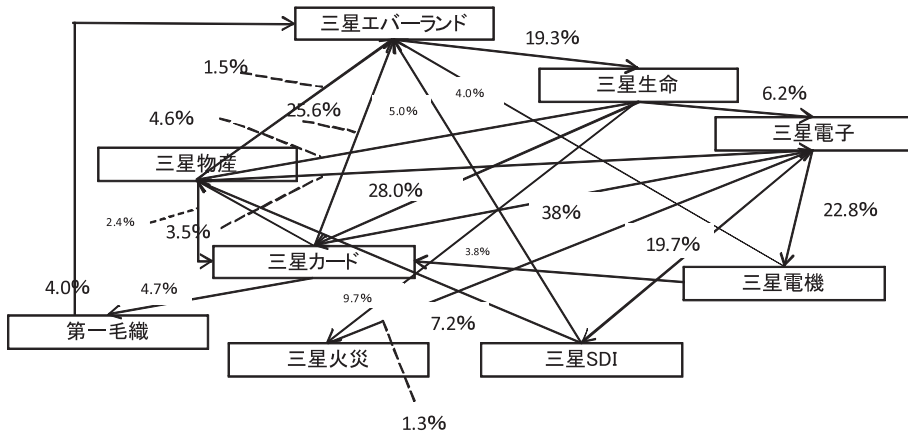
出所：公正거래위원회(2014)「2014년 대기업 집단 순환출자 현황 정보 공개」

【公正取引委員会（2014）「2014 年大企業集団循環出資現況情報公開」】から作成。

- 10 公正거래위원회 (2014) 「공정거래법 시행령 개정안 국무회의 통과」【公正取引委員会（2014）「公正取引法施行令改正案国務会通過」】参照。
- 11 公正거래위원회 (2014) 「2014 년 대기업 집단 순환출자 현황 정보 공개」【公正取引委員会（2014）「2014 年大企業集団循環出資現況情報公開」】参照。東部グループはすべての循環出資構造を解消した。
- 12 『朝鮮日報』2014 年 4 月 24 日。

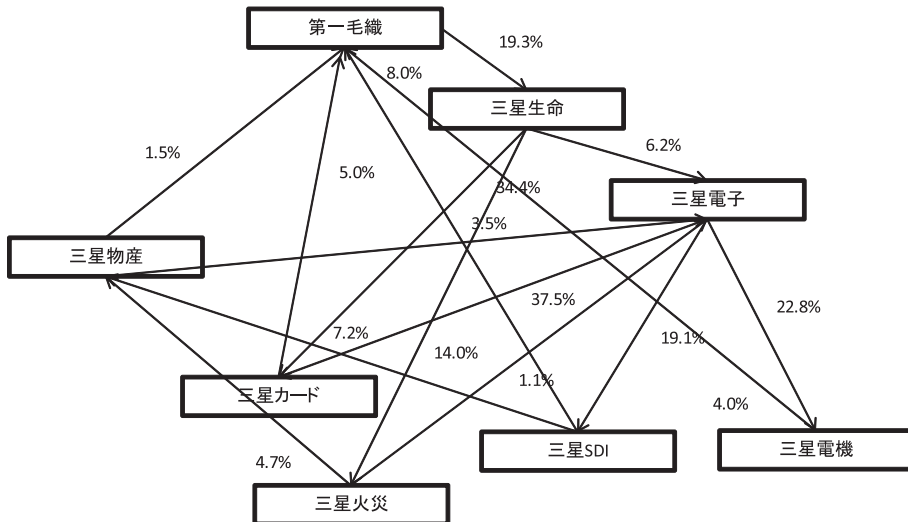
しかし、財閥家族の系列支配に用いられていた環状型循環出資の形成が大きく制限されたことで財閥は解体に向かっていくのかというと、話はそこまで単純ではない。まず、新規循環出資の禁止が実行されたことで既存の循環出資構造にも影響を与えることになったが、既存の循環出資の禁止が実施されなかったことで、財閥は新たな支配体制

図表6 2013年の三星グループの環状型循環出資構造
(2013. 4. 1 普通株+優先株基準)



出所： 공정거래위원회 (2013) 「13년도 대기업집단 주식소유현황 및 지분도 분석·공개」
【公正取引委員会 (2013) 「13年度大企業集団株式会社所有現況および持分図分析・公開」】から作成。

図表7 2014年の三星グループの環状型循環出資構造
(2014. 7. 24 普通株+優先株基準)



出所： 공정거래위원회 (2014) 「14년도 대기업집단 주식소유현황 및 지분도 분석·공개」
【公正取引委員会 (2014) 「14年度大企業集団株式会社所有現況および持分図分析・公開」】から作成。

への転換をする十分な準備期間が与えられた。¹³

三代目への継承に向けての動きも着々と進められている。三星グループが最も重視している企業は三星電子であるが、三星電子は李健熙会長の直接保有する株と三星生命と三星物産で支配してきた。三星生命を支配するためには李健熙会長の保有する三星生命の株を完全に継承する必要があるが、これを継承した場合、かかる相続税は1兆8000億ウォンと見積もられている。これを捻出するために取られる措置が三星 SDS の上場であるといわれている。李在鎔三星電子副会長は三星 SDS の株式の11.25%を保有しており、三代目継承者の有力候補であるとみられている。¹⁴

三星グループの環状型循環出資の解消へ向けた動きは、持株会社体制への移行への布石ではないかという見解もある。持株会社体制へ移行すると、子会社を支配するための持株会社は子会社の持分を多く持たなければならないということと、現行法では、持株会社は支配する子会社の50%以上の株式（上場企業の場合は30%以上）保有しなければならないため、必然的に垂直的な持合構造にならざるを得ず、所有構造は単純化し、透明性が高まる。近年、韓国政府は財閥の持株会社体制への移行を推進している。しかし、これは三星グループにとってあまり現実的ではない。三星グループは家族が半分近くの株式を保有する三星エバーランドを準持株会社に据え、各系列会社の支配をおこなってきた。しかし、三星エバーランドは非金融・保険会社よりも金融・保険会社の持分が多く、三星エバーランドを持株会社に転換してしまうと、三星エバーランドは「金融持株会社」に指定され、非金融・保険会社の所有をすべて放棄しなければならない。現行法では、持株会社が非金融・保険会社と金融・保険会社を同時に所有することが禁止されている。2004年に三星エバーランドが所有する系列会社の株価の変動のため、持株会社設立および転換の「子会社の株式価額の合計が50%以上であること」という要件を意図せず満たしてしまっただけで、強制的に「金融持株会社」に指定されたことがある。このことで、三星エバーランドを頂点とした系列支配体制から、最も重要な企業である三星電子を手放さなければならなくなったのだ。三星エバーランドは所有する株式を売却するなどの措置を講じて持株会社指定を免れた。¹⁵三星エバーランドの第一毛織への社名変更からはじまった持合構造の整理は三星電子を確実に支配体制に置くための準備ではないだろうか。

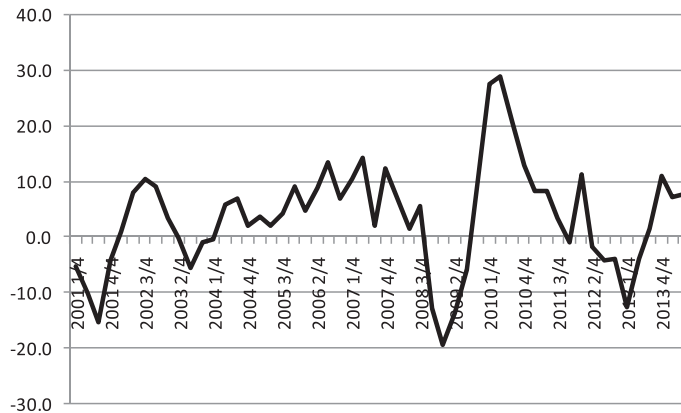
経済民主化と財閥とのかかわりの中で、2014年、財閥に大きな影響を与えると思わ

13 もし既存の循環出資の禁止まで実行されたならば、経営権防御のため1%以上の循環出資の最終段階の企業の持分を自社株で買入れるとすると、三星グループは20兆ウォン以上の資金を調達する必要があった。「삼성, 순환출자금지 20조원 짜리 폭탄 피했다」『기업 경영 데이터뉴스』【三星, 循環出資禁止 20兆ウォンほどの爆弾を回避した】『企業経営データニュース』2014年1月2日, 参照。

14 『朝鮮日報』2014年5月15日。

15 遠藤（2005）を参照。

図表8 設備投資増減率の推移



出所：『한국통계청』〔『韓国統計庁』〕から筆者作成。

れる税制改革が勘案されている。企業所得還流税である。「家計所得増大税制3大パッケージ」として、企業所得還流税、勤労所得増大税、配当所得増大税の導入を検討している。¹⁶ 企業所得還流税は、投資、賃金増加、配当などが当期の所得の一定額に達さないときに10%の追加課税をおこなうもので、企業の所得を投資、賃金増加、配当などに回させることが意図されている。近年、企業の設備投資は低落傾向にある(図表8)。また、企業の賃金増加、雇用増大につながれば、国民の最大の不満事項である経済格差の解消につながるとも考えられている。

おわりに

1997年のアジア通貨危機直後の経済改革以後、韓国は新自由主義路線へ傾斜することで経済格差が拡大した。韓国が危機から脱し、成長軌道へ回帰したのちも経済格差の拡大は収まることはなく、国民の不満は富の集中する財閥へ向けられていた。経済民主化を第一目標に掲げた朴槿恵大統領であったが、経済民主化と連動した財閥改革は一向に進まないでいた。2014年に入り、新規循環出資の禁止が実施されたことと企業所得還流税の導入検討がなされていることは、経済民主化の一步前進であるとみなしていいだろう。しかし、新たな対財閥規制が加わったことへの対処を各財閥は計画している。今後の展開を注意深く見守る必要があるだろう。

16 勤労所得増大税は、勤労所得を増大するため、賃金を増加させた企業に対して増加分の10%（大企業は5%）税額を控除するものである。配当所得増大税は、配当促進と株式市場活性化のため、高配当株式の配当所得の源泉徴収税率を14%から9%に引き下げるものである。기획재정부(2014)参照。

参考文献

- 安倍誠（2011）『韓国財閥の成長と変容』岩波書店。
- 遠藤敏幸（2005）「持株会社制度の導入と韓国財閥の企業構造調整」『韓国經濟研究』5卷。
- 遠藤敏幸（2012）「韓國の財閥規制と財閥の持続可能性－2000年代以降を中心に－」『現代韓国朝鮮研究』。
- 遠藤敏幸（2014）「韓國の經濟民主化と財閥」『同志社商学』第66卷1号。
- 高龍秀（2010）「韓國のコーポレート・ガバナンス（2）－資金調達・株主構造を中心に－」佐久間信夫・水尾順一『コーポレート・ガバナンスと企業倫理の國際比較』ミネルヴァ書房。
- 末廣昭（2007）『ファミリービジネス論－後發工業化の担い手－』名古屋大学出版会。
- 服部民夫（2005）『開發の經濟社会学－韓國の經濟發展と社会変容』文眞堂
- 柳町功（2009）「韓國における財閥問題と市民団体－参与連帯の活動を中心に」田島英一・山本純一『協働主義－中間組織が開くオルタナティブ』慶応義塾大学出版会。
- 横田伸子（2012）『韓國の都市下層と労働者－労働の非正規化を中心に－』ミネルヴァ書房。
- 강철규（1999）『재벌개혁의 경제학』다산출판. 【姜哲圭（1999）『財閥改革の經濟学』タサン出版】
- 공정거래위원회（2012）『공정거래백서 2012』. 【公正取引委員会（2012）『公正取引白書 2012』】
- 공정거래위원회（2013）『공정거래백서 2013』. 【公正取引委員会（2013）『公正取引白書 2013』】
- 김종인（2013）『지금 왜 경제민주화인가』동화출판사. 【キム ジョンイン（2013）『今なぜ經濟民主化なのか』同和出版社】
- 기획재정부（2014）「2014년 세법개정안－경쟁력을 갖춘 공평하고 원칙이 있는 세제－」【企画財政部（2014）「2014年稅法改正案－競争力を取り揃える公平で原則がある稅制－】
- 김운태（2013）『한국의 재벌과 발전국가』한울. 【キム ヨンテ（2013）『韓國の財閥と發展國家』ハンウル】
- 박상인（2013）「사회통합과 경제민주화」『응용경제』제15권 제2호. 【（2013）「社会統合と經濟民主化」『応用經濟』第15卷第2号】
- 박혜성·이지혜（2012）「경제민주화 정책과 기업의 경제력 집중－출자중역제한과 순환출자금지, 금산분리를 중심으로－」『경쟁법연구』26권. 【パク ヘソン・（2012）「」『競争法研究』】
- 안상욱（2013）「소득불평등과 비정규직 문제를 통해 본 경제민주화－한중일 회원국 비교를 중심으로－」『한국동북아논총』제68호. 【안 상웁（2013）「所得不平等と非正規職問題を通してみる」『韓國東北アジア論争』】
- 전삼현（2006）「순환출자금지법안에 관한 법리 검토」『규제연구』제15권 제2호. 【チョンサムヒョン（2006）「循環出資禁止法案に関する法理検討」『規制研究』第15卷第2号】
- 이병천（2013）「김대중 모델과 한국경제 97년 체제」『기억과 전망』여름호. 【イピョンチョン（2013）「金大中モデルと韓國經濟97年体制」『企業と展望』夏号】
- 이승훈（2013）「경제민주화, 어떻게 할 것인가?」『한국경제포럼』제5권 제4호. 【イスンフン（2013）「經濟民主化はどのようなものか」『韓國經濟フォーラム』第5卷第4号】
- 임영재·전성인（2009）『기업집단의 순환출자 시장규율의 역할』한국개발연구원. 【イムヨンジェ・チョンソン인『企業集團の循環出資市場規律の役割』韓國開發研究院】
- 장훈각（2007）「민주화 이후 경제력집중 규제실패 원인에 관한 연구－공정거래법상 경제력집중억제제도를 중심으로－」『사회과학논집』38권 2호. 【チャンフン각（2007）「民主化以後の經濟力集中規制失敗の原因に関する研究－公正取引法上の經濟力集中抑制制度を中心に－」『社会科学論集』38卷2号】
- 최정표（1999）『재벌시대의 종언』고원. 【崔廷杓（1999）『財閥時代の終焉』コウォン】